

令和3年度活動報告

年 月 日	事 項
令和3年	
7月	
15日	第1回正副理事長会(web会議)
30日	第2回正副理事長会(公嘱協会事務所)
〃	令和2年度決算監査会(公嘱協会事務所)
8月	
5日	第1回理事会(web会議)
6日	中公連 理事長会議(web会議) 出席:門協理事長
23日	全公連 第1回研修会(WEB GIS)(web会議) 出席:常松副理事長、曾田理事
9月	
2日	第10回定時社員総会(サンラポーむらくも「彩雲の間」)
〃	第2回理事会(サンラポーむらくも「彩雲の間」)
8日	第3回正副理事長会(web会議)
24日	中公連 第33回通常総会(web会議) 出席:門協理事長、常松副理事長、山田副理事長
10月	
6日	第1回地区長会(web会議)
13日	第3回理事会(くにびきメッセ401会議室)
22日	全公連 第2回研修会(WEB GIS)(web会議) 出席:門協理事長、山田副理事長
11月	
9日	第4回正副理事長会(web会議)
15日	第1回総務部会(web会議)
17日	第4回理事会(web会議)
〃	第1回役員研修会(web開催)
22日	第2回総務部会(公嘱協会事務所)
12月	
2日	島根県総務部公益法人グループ相談会(島根県公益法人 談話室) 出席:常松副理事長
21日	第1回業務部会(web会議)

令和3年度活動報告

年 月 日	事 項
令和4年	
1月	
21 日	第5回正副理事長会 (web会議)
2月	
4 日	第2回業務部会 (web会議)
9 日	第6回正副理事長会 (公嘱協会事務所) 令和3年度中間監査会 (公嘱協会事務所)
14 日	全公連 令和3年度会務報告及び第3回研修会 (web会議) 出席:門協理事長
18 日	第3回業務部会・第2回地区長会 (web会議)
3月	
9 日	第5回理事会 (web会議)
4月	
11 日	第4回業務部会 (web会議)
22 日	第7回正副理事長会 (web会議)
25 日	第5回業務部会 (web会議)
5月	
11 日	第1回業務研修会・公開講座 (くにびきメッセ601大会議室) 講師:全公連学術顧問 寶金敏明弁護士
13 日	中公連 第2回理事長会議 (web会議) 出席:門協理事長、常松副理事長
20 日	第8回正副理事長会 (web会議)
6月	
1~2 日	全公連 第37回定時総会及び第1回研修会 (ホテルメトロポリタンエドモント「悠久」) 出席:門協理事長
1 日	中公連 第3回理事長会議 (ホテルメトロポリタンエドモント) 出席:門協理事長
8 日	全調政連 研修会 (都市センターホテル) 出席:門協理事長
15 日	第6回理事会 (web会議)

令和3年度事業報告

自 令和3年7月 1日
至 令和4年6月30日

<総括>

法による支配。国家の根幹に関わることですが、土地家屋調査士法改正により、「筆界の専門家」としての法律専門職としての立場を私たちは確立できたのでしょうか。昨今の登記業務の処理の取扱いが変わってきていると感じませんか。法務局は「筆界」についての考え方を一層厳格化し、悪しき現況主義を排除する流れに感じられます。当然のことでしょう。令和2年8月1日に改正施行されてから2年が経とうとしています。もう一度条文を確認してみましょう。

使命の明確化

(土地家屋調査士の使命)

第一条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

第1条においては、目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と言い改められ、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という文言が追加されたことは、今後の土地家屋調査士の進むべき道を示していると感じています。また、「国民生活の安定と向上に資する」ことが私たちの使命として明記されたことは、業務を通じて社会に貢献していく姿が評価されたものであり、将来は国民から更に期待される職業となることを示唆しています。

このことは、今後登記処理は高次元で取り扱うことを示唆しており、当然地図の筆界をより深く読み解くことを求めていると読み取れます。

以前がどのような処理であったとしても、今後はその改廃を含めて、まず筆界を前提とした法理論を構築することを求められています。

このことは全ての土地家屋調査士業務に通ずることですが、特に嘱託登記においては、官公署に寄与するための絶好の機会と捕らまえています。

コロナウイルスが支配したここ数年は、人類の知恵と英知により、乗り越えることとなるでしょう。私たち土地家屋調査士も変化を恐れず、法に寄り添い、知恵と英知により、自らの立場を確立しなければなりません。

総務部

- ① 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改廃及び新規作成
 - ・調査士法人設立に伴い、入会申込書・入会及び退会に関する規則・入会金及び会費に関する規則の作成をおこない従来からの規則をより詳細なものとした
 - ・地区長意見書について最低限必要な記載事項を検討した
- ② インターネットを活用した社員への情報提供
 - ・社員への情報提供をホームページで一元化する
 - ・協会の運営への理解を図るため、理事会報告の配信
社員向け情報として各種会議報告及び規則変更等についてホームページに掲載した
- ③ 各種会議の開催において、可能な限りオンライン会議ができるように環境を整える
 - ・理事会、部会等でZ o o mを利用したオンライン会議をおこなった
 - ・研修会（公開講座）においてもオンライン配信をおこなった
- ④ 各部の事業に協働し、協会業務の円滑な推進を図る
 - ・協会の業務推進を図るため協働して業務を行なった

業務部

- ① 研修会の実施
 - ・コロナ禍の状況ではあるが、ZoomによるWeb配信も併用し、社員向け及び自主事業としての公開講座を行うことができた
- ② 官公署からの受注促進
 - ・地区単位で地区長から研修会の案内と伴に受注促進を行った
県その他については、業務部にて訪問した
 - ・見積り依頼、業務打合せの折には、単価契約の依頼を行った
 - ・協会の測量業登録の報告を、島根県及び松江市の担当課へ行っている
- ③ 地図作成の推進
 - ・地図作成事業（雑賀ほか地区）の2年目（立会、一筆地測量）作業中

経理部

- ① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、公認会計士の指導のもと、会計処理を行った
- ② 収支相償と遊休財産の検討
 - ・島根県との協議により「財政調整資金」を「公益目的事業推進準備資金」へ振替えた
 - ・「公益目的事業推進準備資金」という名称の変更を検討
名称、使用可能目的が紛らわしいため
- ③ インボイス制度に向け公認会計士に指導頂いた
 - ・制度開始に向けた対応は各部と協議を行っている

令和3年度会議状況

定 時 社 員 総 会	1
理 事 会	6
正 副 理 事 長 会	8
監 査 会	2
役 員 研 修 会	1
業 務 研 修 会 ・ 公 開 講 座	1
地 区 長 会	2
総 務 部 会	2
業 務 部 会	5
全 公 連 定 時 総 会	1
全 公 連 研 修 会	4
全 公 連 会 務 報 告 会	1
中 公 連 通 常 総 会	1
中 公 連 理 事 長 会 議	3
全 調 政 連 研 修 会	1
島根県総務部公益法人グループ相談会	1